

関連法制度（廃棄物処理法）

（１）特別管理産業廃棄物について

- 自動車用鉛蓄電池は、 $\text{pH} 2$ 以下の硫酸を含むことから、産業廃棄物として排出される場合には、廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物に該当し、通常の産業廃棄物より厳しい基準が適用される。

（参考）特別管理産業廃棄物「廃酸」について

- ・廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 第 2 号（特別管理産業廃棄物（廃酸）の定義を規定）
廃酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）
- ・廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2 第 2 項
令第二条の四第二号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。

- ・使用済自動車用鉛蓄電池が不法投棄等された場合には、その有害性から深刻な環境問題を引き起こすおそれがある。特別管理廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、下記のような規定の遵守が求められている。

特別管理産業廃棄物（特管物）の排出事業者の主な義務

	義 務	違反した場合の 罰則
廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項	< 収集運搬・処分 > 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（「特別管理産業廃棄物処理基準」）に従わなければならない。	罰則なし （行政の改善命令違反に対する間接罰則あり）
第 2 項	< 保管 > 特管物が運搬されるまでの間、「特別管理産業廃棄物保管基準」（周囲に囲いを設ける、掲示板を掲出する等）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	罰則なし （行政の改善命令違反に対する間接罰則あり）
第 3 項	< 運搬・処分の委託 > 特管物の運搬又は処分を委託する際には、特管物の許可業者に委託しなければならない	5 年以下の懲役 又は 1,000 万円以下の罰金
第 4 項	また、委託基準（あらかじめ、特管物の種類、数量等を文書で通知等）を遵守しなければならない	3 年以下の懲役 又は 300 万円以下の罰金
第 6 項 第 7 項	< 管理責任者の設置 > 事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない	30 万円以下の罰金
第 12 項	< 帳簿の記載 > 特管物の処理に関する帳簿（運搬・処分の年月日、委託量、委託先等）を作成し、5 年間保存しなければならない	30 万円以下の罰金

第12条の3	<産業廃棄物管理票> 産業廃棄物の運搬又処分を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。（広域認定事業者に委託する場合は不要）	50万円以下の罰金
--------	--	-----------

注）なお、前年度に50トン以上の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければならない。

<特別管理産業廃棄物管理責任者について>

- 事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、下記に定める資格を有する者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならない。

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件（廃棄物処理法施行規則第8条の17第2号）

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験 ^{注1)}
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校 ・ 旧制中学		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト			理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 ^{注2)}			

注1）管理責任者の実務経験の要件（「○年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」）は、交換や保管等のバッテリーに係わる取扱い経験も含む。

注2）都道府県が認める講習会の修了者等。

- 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割
 - ・ 特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
 - ・ 特別管理産業廃棄物処理計画の立案
 - ・ 適正な処理の確保

<下取りについて>

- 下取りにより使用済自動車用鉛蓄電池を排出する場合には、使用済自動車用鉛蓄電池は、廃棄物に該当しない。下取り行為とは、商慣習として、新しい製品を販売する際に、同種の製品で使用済みのものを、無償で引き取る行為と解する。例えば、卸売業者が新しい自動車用鉛蓄電池を小売店等に納入する際に、使用済自動車用鉛蓄電池を引き取る行為は下取りにあたる。
- 使用済自動車用鉛蓄電池の下取り回収ルートの出口となる事業所（使用済自動車用鉛蓄電池を下取りによらず排出する事業所）においては、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置他、廃棄物処理法に基づく特管物の排出事業者に係る義務規定が適用される。

(2) 広域認定制度について

本制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度

製造業者等が処理を担うことにより、製品の性状・構造を熟知していることで高度な再生処理等が期待できること等の、第三者にはない適正処理のためのメリットが得られる場合が対象となります。したがって、単に他人の廃棄物を広域的に処理するというだけでは認定は受けられません。

なお、通常の運搬過程で容易に腐敗する等による生活環境の保全上の支障が生ずるような廃棄物は対象となりません。

認定に係る主な考え方

廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

廃棄物の処理を行う者（委託を受けて処理を行う者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。

一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。

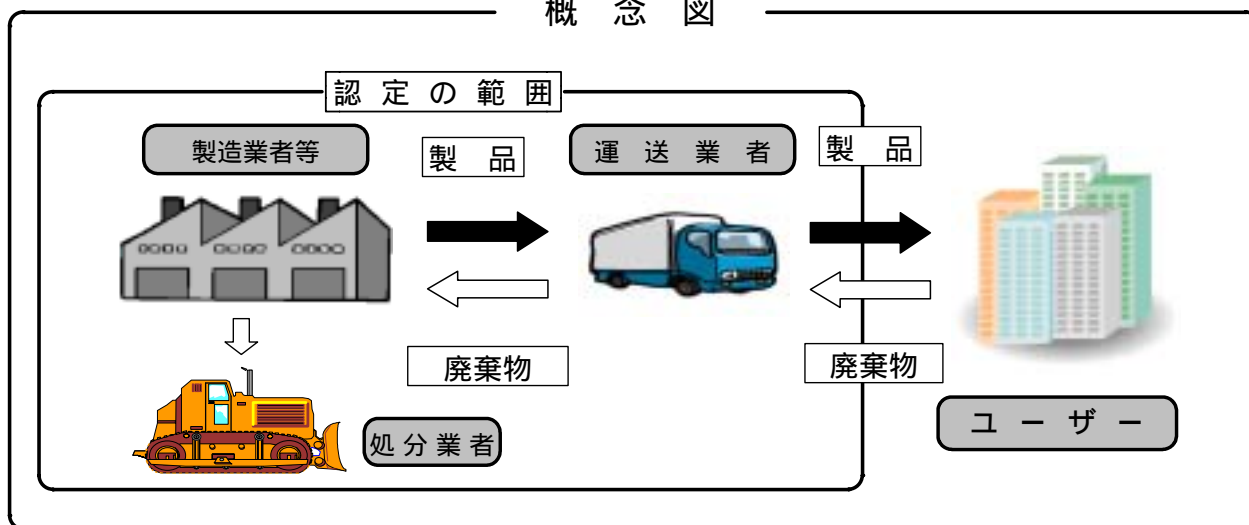
処理の行程において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。

処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。

二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

再生又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）を行つた後に埋立処分を行うものであること。

概念図

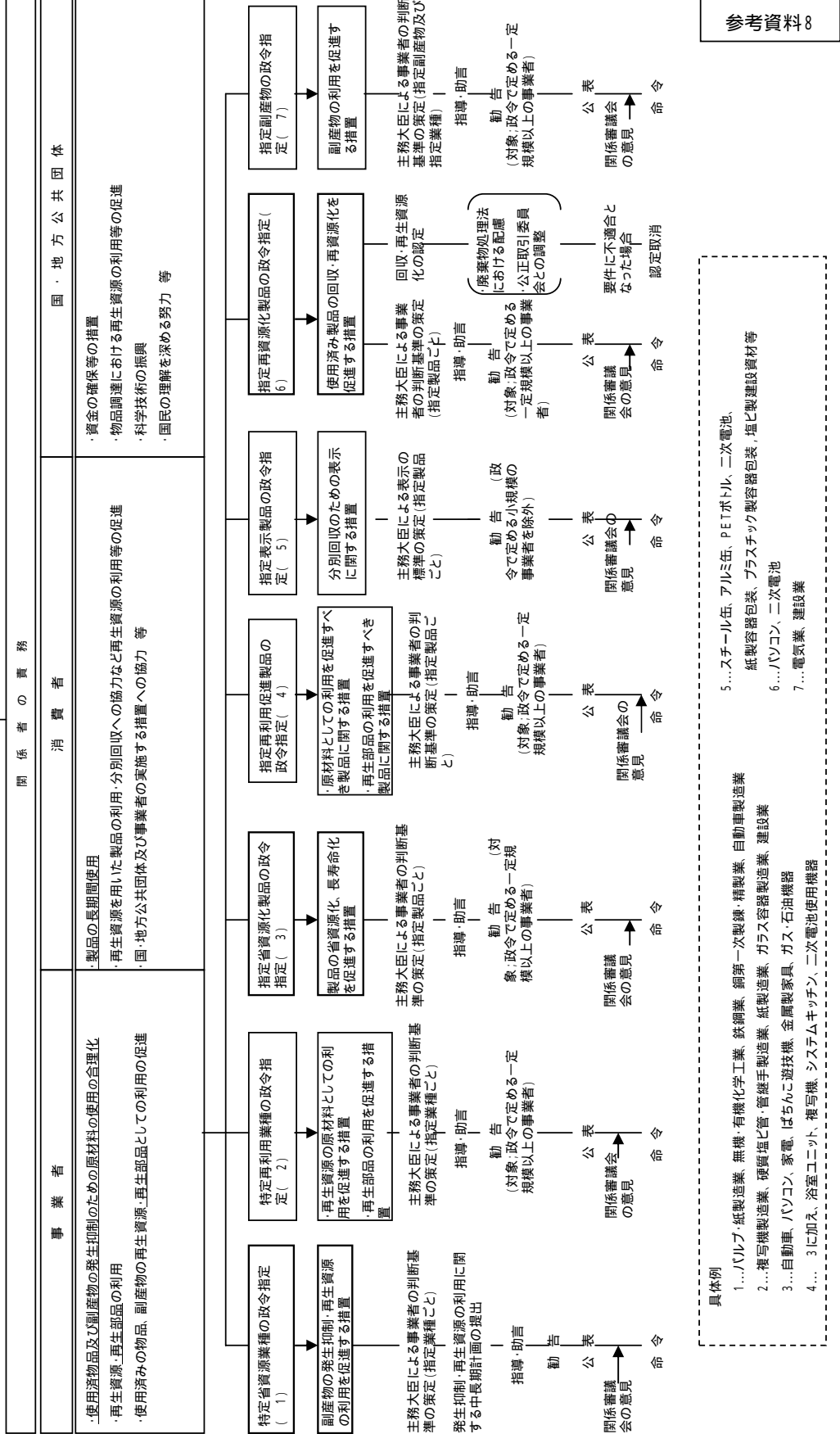


資源の有効な利用の促進に関する法律の概要

「再生資源」とは：
使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料として利用できるもの
「再生部品」とは：
使用済みの物品のうち有用なもので部品その他製品の一部として利用できるもの

基本方針
主務大臣（事業所管大臣等）は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

事業所管大臣等：
経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣
財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣



法令条文（抜粋）

● 「指定再資源化製品」の定義

< 資源の有効な利用の促進に関する法律 >

第二条

1～11（略）

12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品(他の製品の部品として使用される製品を含む。)であって、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品(他の製品の部品として使用される製品)にあっては、当該製品又は当該他の製品)の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。）をすることが経済的に可能であって、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

13（略）

< 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 >

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりする。

(別表第六)

一 パーソナルコンピュータ（重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。）	その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入パーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池いう。以下この項において同じ。）	その事業年度における密閉型蓄電池の生産量又は自ら輸入した密閉型蓄電池の販売量が二百万個以上であること。	産業構造審議会及び中央環境審議会

● 指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項

< 資源の有効な利用の促進に関する法律 >

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

一 使用済指定再資源化製品(指定再資源化製品が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。)の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

四 その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再資源化製品に係る自主回収及び再資源化の状況、再資源化に関する技術水準、市町村が行う収集及び処分の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

< 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 >

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

(別表第八)

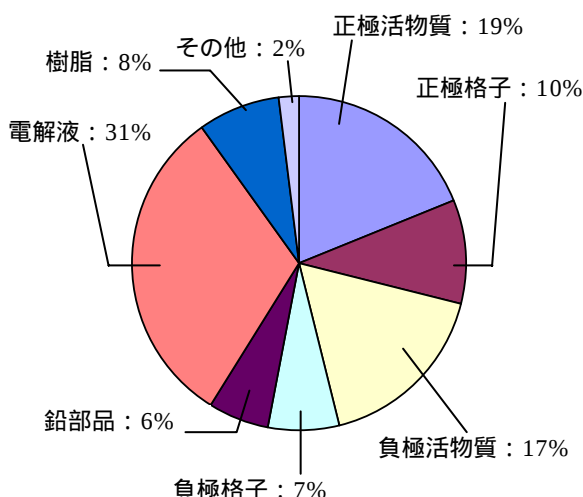
一 電源装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 電動工具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
三 誘導灯	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
四 火災警報装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
五 防犯警報装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
六 自転車	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
七 車いす	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
八 パーソナルコンピュータ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
九 プリンター	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十 携帯用データ収集装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十一 コードレスホン	二千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十二 ファクシミリ装置	五千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十三 交換機	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十四 携帯電話用装置	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十五 MCAシステム用通信装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会

十六	簡易無線用通信装置	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十七	アマチュア用無線機	一千台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十八	ビデオカメラ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
十九	ヘッドホンステレオ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十	電気掃除機	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十一	電気かみそり	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十二	電気歯ブラシ	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十三	非常用照明器具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会
二十四	血圧計	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十五	医薬品注入器	一千台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十六	電気マッサージ器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十七	家庭用電気治療器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十八	電気気泡発生器	一万台	薬事・食品衛生審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会
二十九	電動式がん具	一万台	産業構造審議会及び中央環境審議会

自動車用バッテリーの再資源化率の算出について

1. 四輪車用バッテリー

標準的な四輪車用バッテリーの部品別重量構成比



四輪車用バッテリーにおけるタイプ毎の部品別重量構成比

	標準	開放型	密閉型
正極活物質	19 %	18 ~ 21 %	17 ~ 21 %
正極格子	10 %	9 ~ 11 %	10 ~ 13 %
負極活物質	17 %	14 ~ 19 %	15 ~ 19 %
負極格子	7 %	6 ~ 8 %	7 ~ 13 %
鉛部品	6 %	6 ~ 8 %	7 ~ 8 %
電解液	31 %	26 ~ 34 %	18 ~ 36 %
樹脂	8 %	7 ~ 9 %	7 %
その他	2 %	2 %	2 %
主な用途	-	軽自動車 ～ 大型車	一部の 特定車種

(有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会調べ)

● 再資源化率の算出

電池部品重量構成から、再資源化可能な部品の重量を試算する。

電池に含まれる鉛分は、正極活物質、正極格子、負極活物質、負極格子及び鉛部品からなる。

なお、蓋部は処理委託等の場合と破碎処理し付着している鉛分を取り出す場合があるが、各責務者が達成可能となる設定とする。

また、樹脂（廃プラスチック）については、蓋部をのぞく重量（樹脂重量の 1 / 2）が再資源化可能である

以上を考慮すると、四輪車用バッテリーの再資源化可能な部品重量の率は、

$$(\text{正極活物質}) + (\text{正極格子}) + (\text{負極活物質}) + (\text{負極格子}) + (\text{再資源化可能な樹脂}) \text{ で表される。}$$

● 再資源化率の目標とするべき値について

上記より、製品全体の大部分を占める開放型バッテリーのうち、鉛比率が少ないものの再資源化可能な部品重量の率は

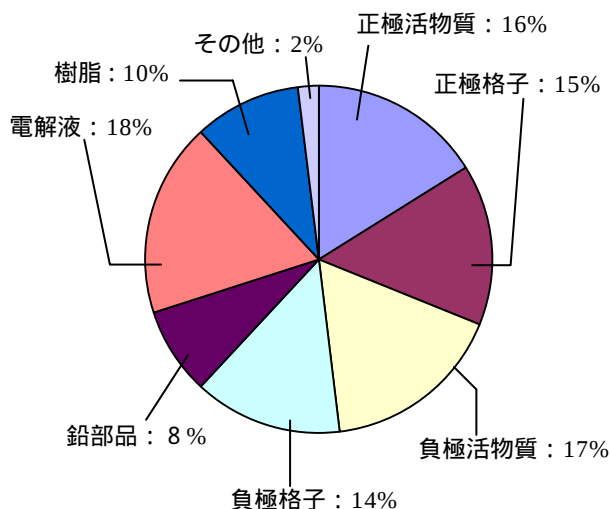
$$(\text{正極活物質}) + (\text{正極格子}) + (\text{負極活物質}) + (\text{負極格子}) + (\text{再資源化可能な樹脂}) \\ 18\% + 9\% + 14\% + 6\% + 4.5\% = 51.5\%$$

従って、再資源化率の目標とするべき値の設定については、各責務者(バッテリー製造等事業者及びバッテリー使用機器製造等事業者)が達成可能となる値とすることに留意すると、

50%とすることが適当である。

2. 二輪車用バッテリー

標準的な二輪車用バッテリーの部品別重量構成比



二輪車用バッテリーにおけるタイプ毎の部品別重量構成比

	標準	開放型	密閉型
正極活物質	16 %	15 ~ 16 %	15 ~ 16 %
正極格子	15 %	12 ~ 13 %	14 ~ 15 %
負極活物質	17 %	15 ~ 16 %	17 %
負極格子	14 %	11 ~ 12 %	14 %
鉛部品	8 %	8 ~ 9 %	8 %
電解液	18 %	25 ~ 28 %	18 ~ 20 %
樹脂	10 %	8 %	10 %
その他	2 %	2 %	2 %
主な用途	-	一部の 特定車種	原付自転車 ～ 二輪車

(有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会調べ)

● 再資源化率の算出

電池部品重量構成から再資源化可能な部品の重量を試算する。

電池に含まれる巢鉛は、正極活物質、正極格子、負極活物質、負極格子及びその他の部品からなる。

なお、蓋部は処理委託等の場合と破碎処理し付着している鉛分を取り出す場合があるが、各責務者が達成可能となる設定とする。

また、二輪車用バッテリーから得られる廃プラスチックは PP 樹脂と ABS 樹脂の混合物であり、再資源化技術が確立されていないため、再資源化率の算出には含めないものとする。

以上により、二輪車用バッテリーの再資源化率は

$$(\text{正極活物質}) + (\text{正極格子}) + (\text{負極活物質}) + (\text{負極格子})$$

で表される。

● 再資源化率の目標とするべき値について

上記より、製品全体の 2 割程度である開放型バッテリーのうち、鉛比率が少ないものの再資源化可能な部品重量の率は

$$(\text{正極活物質}) + (\text{正極格子}) + (\text{負極活物質}) + (\text{負極格子}) \\ 15\% + 12\% + 15\% + 11\% = 53\%$$

また、製品全体の 8 割程度を占める密閉型バッテリーのうち、鉛比率が少ないものの再資源化可能な部品重量の率は、

$$15\% + 14\% + 17\% + 14\% = 60\%$$

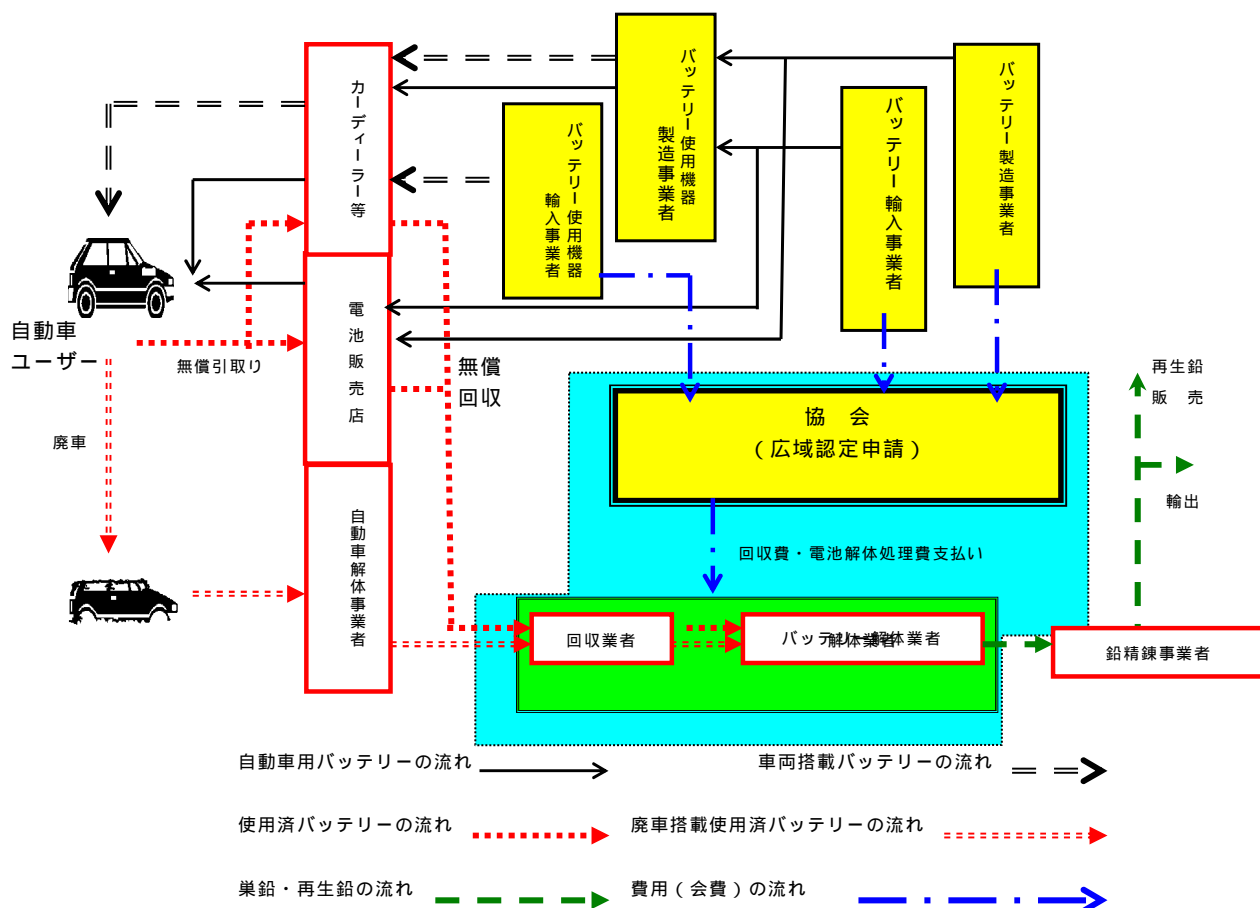
これらを勘案すると、再資源化率の目標とするべき値の設定については、各責務者(バッテリー製造等事業者及びバッテリー使用機器製造等事業者)が達成可能となる値とすることも留意し、55%とすることが適当である。

新しい自動車用バッテリーリサイクルシステム実務の検討案

社団法人 電池工業会
有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会

(社)電池工業会は、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に自動車用バッテリーが指定された場合、関係事業者が効率的・効果的に回収・再資源化を行うことができる新たな自動車用バッテリーリサイクルシステム構築の準備のため、有限責任中間法人鉛蓄電池再資源化協会を設立し、現在、下記案を検討しているところ。

回収・再資源化システム(案)



1 基本的考え方

(1)共同回収・共同再資源化システムの構築

- ・自動車用バッテリー関係事業者が広く参加することのできる機関（以下「協会」という）を設立し、効率的・効果的に回収・再資源化を行う。
- ・協会に加入する自動車用バッテリー関係事業者は、回収・再資源化にかかる費用および協会運営費をバッテリーの販売量に応じて協会に納める。

協会に加入せずに、個別に自主回収・再資源化を行うことも可能

(2)現在のリサイクルシステムの活用

- ・現在、全国の事業所から排出される使用済みバッテリーの回収等を実施している既存の事業者のノウハウや回収網を活かしつつ、回収・リサイクルを行う。

(3)廃棄物処理法に則ったシステム構築

- ・協会は、既存の回収業者・バッテリー解体業者等に使用済みバッテリーの回収・再資源化を委託する。（廃棄物処理法上の廃棄物の処理を委託する。）
- ・このため、これらの回収業者・バッテリー解体業者とともに廃棄物処理法上の広域認定を取得し、広域的なリサイクルシステムを構築する。

2 回収・再資源化の実施について

(1)回収業者・バッテリー解体業者への委託形態

協会が、全国の事業所から排出される使用済みバッテリーの回収業務と再資源化業務をそれぞれの多数の業者に個別に委託して管理することは、事務コストの増大につながりかねないことから、これらの回収業者や解体業者からなるジョイントグループに対して、回収から再資源化までの一連の工程を一括して委託する。

ジョイントグループ
（構成イメージ）

バッテリー解体業者 A
回収業者 B
回収業者 C
回収業者 D
回収業者 E

回収・バッテリー解体業者への委託の考え方

的確かつ継続的に回収・再資源化を行なうことが可能な実施体制の整備を求めるため、協会として委託業者の選定基準を作成する。

(2)回収・再資源化の実施方法

回収は、全国をいくつかのエリアに分け、契約はエリア毎に行う。

エリア毎に契約を希望するジョイントグループと、回収・再資源化委託契約を結ぶ。

1つのエリアにおいて契約するグループ数には制限を設けず、どのジョイントグループも契約を交わすことができることとする。（同一契約内容）

ジョイントグループは、協会と契約を交わしたエリア内の事業所から排出される使用済みバッテリーを自由に回収し、回収・再資源化実績に当該エリアの単価を掛け合わせた費用を協会から受け取る。

協会が事業所から使用済みバッテリーの回収依頼を受けた場合は、契約を結んでいるジョイントグループ等に回収を指示する。

バッテリー販売店等の事業所から協会に対して使用済みバッテリーの回収依頼があった場合には、一定条件の下、必ずいずれかの業者が回収に向かうことを担保する。

協会は使用済バッテリー用マニフェストを作成し、排出事業者、排出個数、回収業者、バッテリー解体業者等、使用済バッテリーの回収から再資源化までの一連の工程を管理

するマニフェスト（回収指示書兼管理票）の取扱い

- ・排出事業者（バッテリー販売店等）は、使用済バッテリーの引渡時に、協会が作成する使用済バッテリー用マニフェストに排出個数等の必要事項を記入する。
- ・回収業者は、使用済バッテリーを使用済バッテリー用マニフェストとともに受け取った際には、遅滞なく協会に当該マニフェストの写しを送付する。
- ・協会は、排出事業者が使用済バッテリーのリサイクル状況を確認できるようにする。

なお、再構築するリサイクルシステムは、使用済バッテリーが適正に有価で取引される状況等において、回収業者及びバッテリー解体業者が協会の委託に基づかず、回収・再資源化を実施することを妨げるものではない。

(3)回収・再資源化費用の透明性の確保

回収・再資源化単価の設定にあたっては、単価の妥当性を諮るため第三者等から構成する審査委員会を設置する。（審査委員会は、業務運営や経理についても実績の把握・審査を実施。）

審査委員会において検討した回収・再資源化単価については、バッテリー 1 個当たりの平均費用と合わせてホームページ等で公表し、消費者に対しての説明責任を果たすとともに、新たなリサイクルシステムへの理解と協力を求めていく予定。

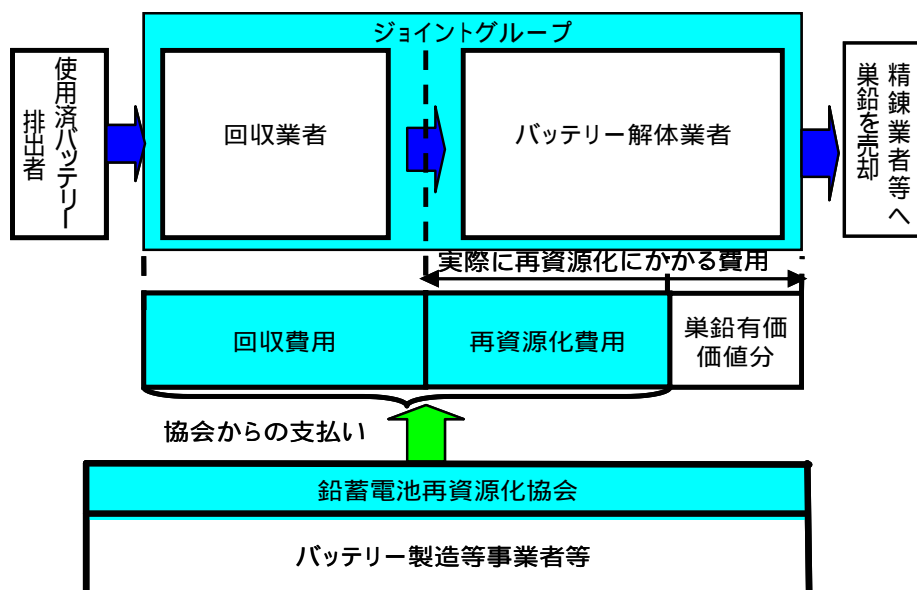
(4)回収・再資源化費用の支払方法

鉛の原材料となる巢鉛を使用済バッテリーから取り出すところまでを回収・再資源化の範囲とする。

協会は、回収から再資源化までの一連の工程をジョイントグループに委託し、回収・再資源化にかかる費用をジョイントグループに支払う。

協会は、上記方法で設定した回収・再資源化単価から、鉛相場に連動した方法で設定する巢鉛の市場価格を減じた額を、ジョイントグループへの支払単価とし、これに回収・再資源化量を乗じた額を支払うものとする。

ジョイントグループへの支払額 = 回収費用 + 再資源化費用 - 巢鉛価値



3 費用負担の考え方

各指定再資源化事業者が協会システムにより自主回収・再資源化を実施する場合、各事業者は以下とおり費用負担を行うこととなる。

- ・ 協会の各会員（協会に加入する指定再資源化事業者）は、自らが市場に投入した自動車用バッテリーの投入量（具体の単位設定は検討中）（四輪、二輪別）を協会に報告する。
- ・ 報告を受けた協会は、回収再資源化費用について四輪、二輪別の回収単価を算出し、各会員の市場への投入量に応じて会費を請求する。
- ・ 各会員は、協会の指定する期日までに会費を納入する。
- ・ 各会員の回収再資源化費用の負担のあり方については、制度設計における本合同検討会の報告を尊重して検討する。

4 協会の運営について

協会は、ジョイントグループとの契約の管理、広報活動、マニフェスト制度の運営、各会員の負担する費用の計算・管理等の新しいリサイクルシステムの基盤を構築する業務を担う。こうした基盤構築に際して必要となる費用については、回収再資源化費用と同様に各会員から会費として負担していただく。

なお、（社）電池工業会では、自らの社会的な責任を積極的に果たしていくとの考えにたち、新しいバッテリーリサイクルの仕組みにおいて中心的な役割を果たすべき存在として、制度構築にあたってのイニシャルコストは負担していく考えである。その他の関係者においても、積極的にその役割を果たして頂くことを期待する。

5 製品価格への転嫁について

(1) 自動車用バッテリーの指定再資源化事業者は、不法投棄防止の観点等から、使用済バッテリーを無償で回収することとなる。

(2) このため各指定再資源化事業者においては、協会に納める費用（以下「会費」）をバッテリー等製品価格に転嫁することが想定される。この際、リサイクルコストをどの程度製品の本体価格に含めるかについては、指定再資源化事業者が協会に納める会費、営業政策、将来の物価動向等を総合的に勘案して自主的に判断することになる。

社内におけるシステム構築費・運営費、人件費等の各社がバッテリーリサイクルに要する総コスト

(3) なお、製品価格に転嫁にあたっては、ユーザーへの説明責任の観点から各社が当該バッテリーのリサイクルに係るコストについて独自に公表することは可能。